

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社帝国電機製作所
【英訳名】	TEIKOKU ELECTRIC MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮地 國雄
【本店の所在の場所】	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
【電話番号】	0791-75-0411(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務本部長 中村 嘉治
【最寄りの連絡場所】	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
【電話番号】	0791-75-0411(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務本部長 中村 嘉治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第112期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円 総額142,711,716円
- ロ 効力発生日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- イ 取締役会の監督機能の強化及び経営の意思決定の迅速化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとし、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。
- ロ 上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として宮地國雄、中村嘉治、大川貴広、白石邦記、舟橋正晴及び頃安義弘の6名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として田中久継、曾我 巖及び林 晃史の3名を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額168,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36,000千円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	128,955	8,849	5,433	(注)1	可決 (88.46%)
第2号議案	142,397	820	0	(注)2	可決 (97.70%)
第3号議案				(注)3	
宮地 國雄	133,288	9,350	599		可決 (91.44%)
中村 嘉治	139,843	2,795	599		可決 (95.93%)
大川 貴広	139,909	2,729	599		可決 (95.98%)
白石 邦記	139,917	2,721	599		可決 (95.98%)
舟橋 正晴	139,913	2,725	599		可決 (95.98%)
頃安 義弘	139,911	2,727	599		可決 (95.98%)
第4号議案				(注)3	
田中 久継	141,330	1,308	599		可決 (96.95%)
曾我 巖	118,913	23,725	599		可決 (81.58%)
林 晃史	141,688	950	599		可決 (97.20%)
第5号議案	142,448	789	0	(注)1	可決 (97.72%)
第6号議案	142,297	940	0	(注)1	可決 (97.62%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上